

4.20. バイオエネルギーによる熱・冷熱・電力のコージェネレーション

活動内容

バイオマス熱・冷熱・電力のコージェネレーション設備の建設・運転

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. この活動に使用される農業用バイオマスは、指令(EU)2018/2001の第29条2項から5項に定められた基準に適合すること。当該活動に使用される森林バイオマスは、同指令第29条第6項及び第7項に定める基準に適合すること。
2. コージェネレーション設備におけるバイオマスの利用による温室効果ガス排出削減は、指令(EU)2018/2001の附属書VIIに定めるGHG排出削減方法および化石燃料比較器と比較して、少なくとも80%以上であること。
3. コージェネレーション設備が有機物の嫌氣的消化に依存している場合、消化物の生産は、該当する場合、本附属書の5.6節および5.7節の基準1および2の基準を満たすこと。
4. 第1項および第2項は、定格熱入力が2MW未満でガス状バイオマス燃料を使用する発電設備には適用されない。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者345と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>指令2010/75/EUの適用範囲に入る施設では、排出量は、大規模燃焼プラント³⁴⁶のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。同時に、重大な交差媒体影響が生じないこと。</p> <p>1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の付属書II第2部に規定されている排出限界値を下回っていること。</p> <p>指令2008/50/ECに定められた大気質限度値を満たさない地区の中または地区の一部にかかる工場については、指令(EU)2015/2193の第6条第9項および第10項に従って欧州委員会によって公表された情報交換³⁴⁷の結果が考慮されること。</p> <p>有機物質の嫌氣的消化の場合、生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、直接またはコンポスト化またはその他の処理後に使用されるが、その際は規則(EU)2019/1009付属書II(EU)のコンポーネント材料カテゴリー(CMC)4および5、ならびに肥料製品に関する関連国内法に定める肥料材料の要件を満たすこと。</p> <p>100トン/日を超える処理を行う嫌氣性消化プラントでは、大気および水への排出量は、廃棄物処理³⁴⁸のための最良の利用可能な技術(BAT)の結論における廃棄物の嫌氣的処理について設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の排出量の範囲内かそれ以下であること。</p>

³⁴⁵ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

³⁴⁶ 欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下での、大型燃焼プラントのための最良利用可能技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442(OJ L 212, 17.8.2017, p). 1).

³⁴⁷ 加盟国、関係産業及び非政府組織との情報交換に起因する最終技術報告書には、最良の技術情報が含まれている。

中型燃焼プラントで使用される利用可能な技術であって、それらの環境影響を低減するために利用可能であり、かつ、利用可能であり、かつ、最良の新技术及び関連コストで達成可能な排出レベル:<https://circabc.europa.eu/group/06f3a94-9829-4eee-b187-21783ba0fbf/library/9a99a632-9ba8>

	<p>有意な交差媒体効果は生じないこと。</p>
<p>(6) 生物多様性・ 生態系の保護及び 復元</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別349が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準350に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価351が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定352が実施されていること。</p>

4.21. 太陽熱利用熱・冷熱の製造

活動内容

太陽熱利用熱・冷熱利用設備の建設・運転

本活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

³⁴⁸ 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2010, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2010年8月10日の委員会実施決定(EU)2010/1147/38).

³⁴⁹ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

³⁵⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

³⁵¹ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

³⁵² これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は太陽熱加熱を用いて熱/冷却を生成するものである。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。
(5) 公害防止・管理	該当なし
生物多様性・生態系の保護及び復元	指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別353が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準354に従って環境アセスメントが実施されていること。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。

³⁵³ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

³⁵⁴ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

	<p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価³⁵が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定³⁵⁶が実施されている。</p>
--	--

4.22. 地熱エネルギーからの熱・冷熱の生産

活動内容

地熱エネルギーから熱・冷熱を発生する施設の建設又は運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

地熱発電による温室効果ガスのライフサイクル排出量は、100gCO₂e/kWhよりも少ないこと。

ライフサイクルGHG排出量は、利用可能な場合、委員会勧告2013/179/EUを用いて、またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて、プロジェクト固有のデータに基づいて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ³⁵⁷ と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。

³⁵⁵ 指令2009/147/ECおよび92/43/EEC、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理に従う。

³⁵⁶ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	高エンタルピー地熱エネルギーシステムの運用のために、指令2004/107/EC及び2008/50/ECに定められた大気排出要件に適合する適切な緩和システムが整備されていること。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別³⁵⁸が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準³⁵⁹に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価³⁶⁰が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定³⁶¹が実施されていること。</p>

³⁵⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

³⁵⁸ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

³⁵⁹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

³⁶⁰ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

³⁶¹ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

4.23. ガス及び液体燃料からの熱/冷却の生産

活動内容

ガス・液体燃料(天然ガス、石油等の精製製品に限らない)を使用して熱・冷却を行う熱発生設備の建設・運転

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 気体・液化燃料³⁶²による熱・冷熱の発生によるライフサイクルでの温室効果ガス排出量は、100gCO₂e/kWhよりも少ないこと。

ライフサイクルGHG排出量は、利用可能な場合、委員会勧告2013/179/EUを用いて、またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて、プロジェクト固有のデータに基づいて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

2該当する場合には、施設が本附属書の関連するすべての節に適合するいずれかの形態の緩和策(炭素回収又は脱炭素化燃料の使用を含む)を組み込んでいること。

発電から排出されるCO₂が、本節の第1項に定める排出限度を満たす方法として捕捉される場合、CO₂は、本附属書の第5.11節および第5.12節に定めるCO₂の運搬およびCO₂の貯留に関する技術的な選別基準を満たす方法で、地下に輸送され、貯留されること。

(3) 次のいずれかに該当するものであること。

(a) 建設時における、メタン漏洩等の物理的放出を監視するための計測機器の設置、漏洩検知・修理プログラムの導入

(b) 運転時における、排出物の物理的測定と報告および、漏洩の排除。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

³⁶² 規則(EU)2020/8528は、固体化石燃料を使用した発電を除外しており、従って、これらは委任された法律における活動のいずれの範囲にも含まれない。

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ³⁶³ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>排出量は、大規模燃焼プラントで利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論で設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p> <p>1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の附属書II第2部に規定されている排出限界値を下回っていること。</p>
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別³⁶⁴が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準³⁶⁵に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(Natura 2000保護地域ネットワークを含む、ユネスコ世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域)またはその近傍に所在するサイト/事業について</p>

³⁶³ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

³⁶⁴ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

³⁶⁵ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

は、適切な評価³⁶⁶(該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置³⁶⁷が実施されていること。

4.24. バイオエネルギーからの熱/冷却の生産

活動内容

バイオマスから熱・冷熱を発生する施設の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

当該活動は、本節に規定される技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)に規定される移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 熱と冷房の生産活動に使用される農業バイオマスは、指令(EU)2018/2001の第29条第2項から第5項に定められた基準に適合すること。当該活動に使用される森林バイオマスは、同指令第29条第6項及び第7項に定める基準に適合すること。
2. バイオマスの使用による温室効果ガス排出削減量は、指令(EU)2018/2001付属書VIIに規定されているGHG排出削減方法および相対化石燃料比較器と比較して、少なくとも80%以上であること。
3. 施設が有機物の嫌氣的消化に依存している場合、消化物の生産は、該当する場合、本付属書の5.6節および5.7節の判定基準1および2の判定基準を満たすこと。
4. 第1項および第2項は、定格熱入力が2MW未満でガス状バイオマス燃料を使用する発電設備には適用されない。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

³⁶⁶ 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

³⁶⁷ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ³⁶⁸ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>指令2010/75/EUの適用範囲に入る施設では、排出量は、大規模燃焼プラント³⁶⁹のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低く、同時に、重大な交差媒体影響が生じないこと</p> <p>1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の付属書2第2部に定める排出限界値を下回ること。</p> <p>指令2008/50/EC³⁷⁰に定められた大気質限度値を満たさない地区または地区の一部にかかるプラントについては、指令(EU)2015/2193の第6条9項および10項に従って欧州委員会によって公表された情報交換³⁷¹の結果が考慮されること。</p> <p>有機物の嫌氣的消化のために、生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、直接または堆肥化後に、または堆肥化後に使用されること。</p>

³⁶⁸ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

³⁶⁹ 2017年7月31日付委員会実施決定(EU)2017/1442
大型燃焼プラントに関する指令2010/75/EU(欧州議会および理事会)の下での技術(BAT)結論(OJ L 212, 17.8.2017, p) 1).

³⁷⁰ 欧州議会および理事会指令2008/50/EC、2008年5月21日、欧州の大気環境およびクリーンエアに関する指令

³⁷¹ 加盟国、関係産業及び非政府組織との情報交換に起因する最終技術報告書には、最良の技術情報が含まれている。

中型燃焼プラントで使用される利用可能な技術であって、それらの環境影響を低減するために利用可能であり、かつ、利用可能であり、かつ、最良の新技术及び関連コストで達成可能な排出レベル: <https://circabc.europa.eu/group/06f3a94-9829-4eee-b187-21783ba0fbf/library/9a99a632-9ba8>

	<p>その他の処理、および規則(EU)2019/1009の附属書II(CMC)4および5、ならびに肥料製品に関する関連国内法に定める肥料材料の要件を満たすこと。</p> <p>100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理³⁷²のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌気性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び 復元</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別373が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準374に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価³⁷⁵が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定³⁷⁶が実施されていること。</p>

4.25. 排熱を利用した熱・冷媒の製造

活動内容

排熱を利用して発熱・冷房する設備の建設・運転

³⁷² 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2010, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2010年8月10日の委員会実施決定(EU)2010/1147/38).

³⁷³ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

³⁷⁴ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

³⁷⁵ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

³⁷⁶ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活性は、廃熱から熱/冷却を生成するものである。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。
(5) 公害防止・管理	EcodesignおよびEnergyラベルの対象となるポンプおよび使用される機器の種類は、該当する場合、規制(EU)2017/1369に規定されたエネルギーラベルのトップクラスの要件、および指令2009/125/ECに基づく施行規則に適合し、利用可能な最良の技術を代表すること。
(6) 生物多様性	指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別 ³⁷⁷ が完了していること。第三国での活動については、環境アセスメントが実施されていること。

³⁷⁷ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

生態系の保護及び復元	<p>同等の国内規定又は国際基準³⁷⁸に従って記入すること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価³⁷⁹が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定³⁸⁰が実施されていること。</p>
------------	--

³⁷⁸ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

³⁷⁹ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCの「パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

³⁸⁰ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

5. 水・汚物・廃棄物・復旧作業

5.1. 集水・浄水・給水システムの構築・増設・運用

活動内容

集水、処理、給水システムの建設、拡張、運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE36.00およびF42.99に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

フロント・ツー・エンド給水システムは、以下の基準のいずれかに準拠していること。

- a) そのシステムの平均エネルギー消費量(取水、処理および配水を含む)が、0.5kWh/立方メートル課金/未課金の認可給水に等しいか、またはそれ以下である。
- b) インフラストラクチャリーケージインデックス(ILI)³⁸¹評価法を用いて計算したリーケージレベルが1.5以下である。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ³⁸² と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。

³⁸¹ インフラ漏洩指数(ILI)は、現在の年間実質損失(CARL)/避けられない年間実質損失(UARL)として計算される:現在の年間実質損失(CARL)は、配水ネットワークから実際に失われる(すなわち、最終利用者に届かない)水の量を表す。避けられない年間実質損失(UARL)は、配水網に常にある程度の漏洩があることを考慮に入れている。UARLは、ネットワークの長さ、サービス接続の数、およびネットワークが動作している圧力などの要因に基づいて計算される。

³⁸² 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別³⁸³が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準³⁸⁴に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価³⁸⁵が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定³⁸⁶が実施されていること。</p>

5.2. 集水・浄水・給水システムの更新

活動内容

家庭用・産業用の集水・処理・配水インフラの更新を含む集水・処理・供給システムの更新。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE36.00およびF42.99に分類される。

³⁸³ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同第4条(2)に記す)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

³⁸⁴ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

³⁸⁵ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

³⁸⁶ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

フロント・ツー・エンド給水システムの更新により、以下のいずれかの方法でエネルギー効率の改善がもたらされるものである。

- (a) システムの平均エネルギー消費量を、3年間の平均ベースライン性能と比較して少なくとも20%以上減少させること。これには、取水、処理、および配水が含まれ、kWh/立方メートル課金/未課金の認可給水で測定される。
- (b) 給水網のインフラ漏洩指標(ILI)評価方法³⁸⁷(3年間の平均基準性能)とILI1.5を用いて計算した電流漏洩レベルの間隔を少なくとも20%縮小すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ³⁸⁸ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止	該当なし

³⁸⁷ インフラ漏洩指数(ILI)は、現在の年間実質損失(CARL)/避けられない年間実質損失(UARL)として計算される:現在の年間実質損失(CARL)は、配水ネットワークから実際に失われる(すなわち、最終利用者に届かない)水の量を表す。避けられない年間実質損失(UARL)は、配水網に常にある程度の漏洩があることを考慮に入れている。UARLは、ネットワークの長さ、サービス接続の数、およびネットワークが動作している圧力などの要因に基づいて計算されます。

³⁸⁸ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

コントロール	
(6) 生物多様性・生態系の保護および復元	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別389が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準390に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価391が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定392が実施されていること。</p>

5.3. 排水回収・処理設備の建設・増設・運転

活動内容

集中排水システム(下水道網)および処理を含む、建設、拡張、運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE37.00およびF42.99に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

³⁸⁹ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

³⁹⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

³⁹¹ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

³⁹² これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

1. 廃水の回収、処理、排出を含むフロント・ツー・エンドの廃水システムで、年間ゼロのエネルギー使用を実証しているものであること。
2. システムのエネルギー使用量は、処理された排水1立方メートルあたりkWhで計算されること。これは、発生源制御(下水道網への暴風雨水または汚染物質負荷投入量の削減)、ネットワーク設計またはプロセス設計に関するエネルギー使用の改善対策、およびシステム内のエネルギー発生(水力、太陽光、風力エネルギーを含む)を考慮に入れたものであること。
3. 集中排水システム(下水道網)および浄水処理を含む、集中排水システムからの直接的な温室効果ガス排出量の評価が³⁹³実施されていること。その結果は、必要に応じて投資家や顧客に開示されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者394と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止として	受水域への排出は指令91/271/EEC ³⁹⁶ に定められた要件を満たすこと。

³⁹³ 例えば、廃水処理のための国別GHGインベントリに関するIPCCガイドライン:https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/5_Volume5/19R_V5_6_Ch06_Wastewater

³⁹⁴ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

³⁹⁵ 水の再利用のための最低要件に関する2020年5月25日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/741付属書II(OJ L 177, 5.6.2020, p)に記載されている。32).

<p>コントロール</p>	<p>自然に基づく解決策、別々の暴風雨水収集システム、貯留タンク、および第1洗浄水の処理を含み得る、廃水収集システムからの過剰な暴風雨水のオーバーフローを回避し、緩和するために、適切な措置が実施されていること。</p> <p>下水汚泥は、評議会指令86/278/EEC³⁹⁷および国内法に従って、嫌気性消化および土地利用を含めて管理または使用されること。</p>
<p>(6)生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別³⁹⁸が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準³⁹⁹に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価⁴⁰⁰が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定⁴⁰¹が実施されていること。</p>

5.4. 廃水回収・処理の更新

活動内容

集中排水システム(下水道網)の更新と処理

³⁹⁶ 都市廃水処理に関する1991年5月21日の理事会指令91/271/EEC(OJ L 135, 30.5.1991, p)。40)。
³⁹⁷ 農業において下水汚泥を使用する場合の環境、特に土壌の保護に関する1986年6月12日の理事会指令86/278/EEC(OJ L 181, 4.7.1986, p)。6)。
³⁹⁸ 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。
³⁹⁹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。
⁴⁰⁰ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCの「パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」のような同等の国内規定又は国際基準に従う。
⁴⁰¹ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE37.00に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 排水の回収・処理・排水を含むフロント・ツー・エンドの排水システムの更新は、システムの平均エネルギー使用量を、3年間の平均値に比べて少なくとも10%以上削減することにより、エネルギー効率を改善することが、年間ベースで実証されていること。
2. フロント・ツー・エンドの廃水システムの操業者は、取られた効率対策とは無関係にエネルギー使用の削減につながるような、排出認可の変更や凝集体への負荷の変化を含む外部条件に関連する重要な変更がないことを実証すること。
3. システムのエネルギー使用量は、処理された排水1立方メートルあたりkWhで計算されること。これは、発生源制御(下水道網への暴風雨水または汚染物質負荷投入量の削減)、ネットワーク設計またはプロセス設計に関するエネルギー使用の改善対策、およびシステム内のエネルギー発生(水力、太陽光、風力エネルギーを含む)を考慮に入れたものである。
4. 集中排水システム(下水道網)および浄水処理を含む、集中排水システムからの直接的な温室効果ガス排出量の評価が⁴⁰²実施されている。その結果は、必要に応じて投資家や顧客に開示されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁴⁰³ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。

⁴⁰² 例えば、廃水処理のための国別GHGインベントリに関するIPCCガイドライン:https://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/5_Volume5/19R_V5_6_Ch06_Wastewater

⁴⁰³ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

	<p>廃水が農業用灌漑での再利用に適した水準まで処理される場合、環境への悪影響を回避するために必要なリスクマネジメント措置が定められ、⁴⁰⁴が実施されていること。</p>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>該当なし</p>
(5) 公害防止・管理	<p>受水域への排出は、理事会指令91/271/EEC⁴⁰⁵に定められた要件を満たすこと。</p> <p>自然に基づく解決策、別々の暴風雨水収集システム、貯留タンク、および第1洗浄水の処理を含み得る、廃水収集システムからの過剰な暴風雨水のオーバーフローを回避し、緩和するために、適切な措置が実施されていること。</p> <p>下水汚泥は、評議会指令86/278/EECおよび国内法に従って、嫌気性消化および土地利用を含めて管理または使用されること。</p>
(6) 生物多様性・生態系の保護及び復元	<p>指令2011/92/EUに従って、同盟EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別406が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準407に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価408が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定409が実施されていること。</p>

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁴⁰⁴ 水の再利用のための最低要件に関する2020年5月25日の欧州議会および理事会の規則(EU)2020/741付属書II(OJ L 177, 5.6.2020, p)に記載されている。32).

⁴⁰⁵ 都市廃水処理に関する1991年5月21日の理事会指令91/271/EEC(OJ L 135), 30.5.1991, p. 40).

⁴⁰⁶ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

⁴⁰⁷ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

⁴⁰⁸ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

--	--

5.5. 発生源分別画における非有害廃棄物の収集・運搬

活動内容

再利用またはリサイクルの準備を目的とした、単一または混合された画分での非有害廃棄物の分別収集および輸送。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.11に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

分別収集され、輸送されたすべての非有害廃棄物は、混合を含め、発生源で分別され、再利用またはリサイクルのための準備に送られること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	分別収集された廃棄物分別は、廃棄物貯蔵・移送施設では混合されないこと。
(5) 公害防止として	該当なし

⁴⁰⁹ パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

コントロール	
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

5.6. 下水汚泥の嫌氣的消化

活動内容

嫌氣性消化による下水汚泥処理施設の建設・運営、バイオガス・化学薬品の製造・利用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE37.00およびF42.99に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 施設でのメタン漏洩のモニタリング計画が実施されていること。
2. 生産されたバイオガスは、発電または熱の発生のために直接使用されるか、または天然ガスグリッドへの注入のためにバイオメタンにアップグレードされるか、または自動車燃料として、または化学工業における原料として使用されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者410と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。

⁴¹⁰ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>排出量は、廃棄物処理⁴¹¹のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌氣的処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれ以下であること。有意な交差媒体効果が生じないこと。</p> <p>得られた消化物が土壌改良剤としての使用を意図している場合、それは以下の基準に適合すること。</p> <p>(a) それは、規則2019/1009⁴¹²の附属書IIIに定める肥料原料の要件、または農業用肥料/土壌改良剤に関する国の規則を満たしていること。</p> <p>(b) その窒素含有量(許容値±25%)は、買主または消化物を扱う事業体に通知されること。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

5.7. 生物系廃棄物の嫌氣的消化

活動内容

嫌氣性消化により分離回収された生物系廃棄物を処理するための専用施設の建設と運営。その結果、バイオガス、消化物および/または化学物質の生産と利用が可能となる。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.21およびF42.99に分類される。

⁴¹¹ 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

⁴¹² 欧州議会および理事会規則(EU)2019/1009(2019年6月5日)
EU肥料製品の市場での利用可能化及び規則(EC)No.1069/2009及び(EC)No.1107/2009の改正並びに規則(EC)No.2003/2003(OJ L 170,25.6.2019,p.)の廃止に関する規則 1). 消化に関する要件については、規則2019/1009の附属書IIIに記載されている構成材料カテゴリー(CMC)4および5を参照のこと。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 施設でのメタン漏洩の監視と危機管理計画が整備されていること。
2. 生産されたバイオガスは、発電または熱の発生のために直接使用されるか、または天然ガスグリッドへの注入のためにバイオメタンにアップグレードされるか、または自動車燃料として、または化学工業における原料として使用されること。
3. 嫌気性消化に使用される生物系廃棄物は、分別回収されること。
4. 生産された消化物は、肥料または土壌改良剤として、コンポスト化またはその他の処理の直接後または後に使用され、規則(EU)2019/1009の付属書II(CMC)4および5、または農業用肥料または土壌改良剤に関する国の規則に定める肥料材料の要件を満たすこと。
5. 専用のバイオ廃棄物処理プラントでは、バイオ廃棄物は、重量で測定した年間平均投入原料の少なくとも90%を占め、他の投入原料の割合は投入原料の10%以下である。このような他の投入材料には、食料や飼料作物は含まれないこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁴¹³ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

⁴¹³ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(5) 公害防止・管理	<p>100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理⁴¹⁴のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌気性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果が生じないこと。</p> <p>肥料または土壌改良剤として使用される消化物の窒素含有量(許容レベル±25%)は、買主または消化消化物を扱う事業体に伝達されること。</p>
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

5.8. 生物系廃棄物の堆肥化

活動内容

コンポスト化(好氣的消化)により分離回収された生物系廃棄物を処理する専用施設の建設・運営、その結果としてのコンポスト⁴¹⁵の製造・利用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.21およびF42.99に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 堆肥化された生物系廃棄物は、分別回収されること。
2. 生産されたコンポストは肥料または土壌の含浸剤として使用され、規則(EU)2019/1009の付属書IIのコンポーネント材料カテゴリー(CMC)4および5に規定された肥料材料の要件を満たしていること。

⁴¹⁴ 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

⁴¹⁵ バイオ廃棄物は、廃棄物に関する2008年11月19日の欧州議会および理事会指令2008/98/ECの第3条4項、および特定の指令の廃止に定義されている(OJ L 312, 22.11.2008, p)。3).

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	75トン/日以上を処理するコンポスト化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理 ⁴¹⁶ のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の好氣的処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出レベル内かそれ以下であること。有意な交差媒体効果が生じないこと。 敷地内には、地下水への浸出を防止するシステムが設置されていること。
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	該当なし

5.9. 非有害廃棄物のマテリアルリカバリー

活動内容

別々に収集された非有害廃棄物流を機械的変態プロセスを伴う二次原料に分別・処理するための施設の建設・運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE38.32およびF42.99に分類される。

⁴¹⁶ 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、分別収集された非有害廃棄物の重量で50%以上を、生産工程でのバージンの代替に適した二次原料に変換するものである。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	該当なし

5.10. 埋立地ガスの回収・利用

活動内容

埋立処分場の閉鎖中または埋立処分後に設置された新たなまたは補足的な専用の技術施設および設備を用いて、埋立⁴¹⁷ガスを回収し、恒久的に閉鎖された埋立地で利用するためのインフラストラクチャーの設置と運用。

⁴¹⁷ 「埋め立て」とは、廃棄物の埋め立てに関する1999年4月26日の理事会指令1999/31/EC(OJ L 182, 16.7.1999, p)の第2条、点(g)に定義されている 1).

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NAC EコードE38.21に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 2020年7月8日以降、埋立処分場は開場されていないこと。
2. ガス回収システムが新たに設置、拡張、改修された埋立地または埋立地の該当部分は、永久的に閉鎖され、さらなる生分解性廃棄物を取り込んでいないこと。
3. 生成された埋立地ガスは、バイオガス⁴¹⁸としての発電または熱のために使用されるか、または天然ガスグリッド内への注入のためにバイオメタンにアップグレードされるか、または自動車燃料として、または化学工業における原料として使用されること。
4. 埋立地からのメタン排出および埋立地ガス収集・利用施設からの漏洩は、理事会指令99/31/EC⁴¹⁹の附属書IIIに定める管理・監視手順の対象となること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	埋立地ガス回収システムが設置されている古い埋立地の恒久的な閉鎖と修復、およびアフターケアは、以下の規則に従って実施されること。 (a)指令99/31/ECの附属書IIに定める一般要件

⁴¹⁸ 「バイオガス」は、指令(EU)2018/2001の第2条28項に定義されている。

⁴¹⁹ 廃棄物埋立処分に関する1999年4月26日の理事会指令1999/31/EC(OJ L 182, 16.7.1999, p.) 1)

	(b) 同指令の附属書IIIに定める管理及び監視の手續
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

5.11. CO₂の輸送

活動の記述

捕捉したCO₂の輸送

CO₂パイプラインの建設・運営、回収CO₂の集約化を主目的としたガスネットワークの改修

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.21およびH49.50に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従ったイネーブリング活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 回収された施設から圧入地点まで輸送されたCO₂は、輸送されたCO₂量の0.5%を超えるCO₂漏洩にはつながらないこと。
2. CO₂は、本附属書の5.11節に定めるCO₂の地中貯留の基準を満たすCO₂の恒久的貯留場所、またはこれらの基準を満たすCO₂の恒久的貯留場所に直結する他の輸送手段に納入されること。
3. 適切な漏洩検知システムが適用され、モニタリング計画が実施され、報告書が独立した第三者によって検証されていること。
4. 既存のネットワークの柔軟性を高め、管理を改善する装置が取り付けられている場合は、その装置の取り付けは適格である。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
----------	-----------------------------

適応	
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁴²⁰ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別⁴²¹が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準⁴²²に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価⁴²³の結論に基づき、所要の軽減措置⁴²⁴が実施されていること。</p>

⁴²⁰ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁴²¹ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

⁴²² 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

⁴²³ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従ってパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

--	--

5.12. CO₂の地下永久貯留

活動内容

捕獲されたCO₂を適切な地下地層に永久的に貯留する。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードE39.00に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 地層がCO₂貯蔵場所としての使用に適しているかどうかを明らかにするために、潜在的な貯蔵施設とその周辺地域(探査)の特性評価を実施すること。
2. 閉鎖および姿勢閉鎖義務を含む、地下のCO₂貯蔵場所の運営について:
 - (a) 運転中の放出を防止するため、適切な漏洩検知システムが実施されていること。
 - (b) 注入施設、貯蔵施設、及び、適当な場合には、周辺環境の監視計画が実施されており、その定期報告書は、権限のある国内当局によってチェックされること。
3. EU内の貯蔵場所の探査および操業は、欧州議会および理事会⁴²⁵の指令2009/31/ECに準拠していること。第三国の貯蔵場所の探査および操業に関しては、CO₂の地中貯蔵に関するISO 27914:2017に準拠していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動	本活動は、本付属書の付録Eに定める基準に適合すること。
----------	-----------------------------

⁴²⁴ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

⁴²⁵ 二酸化炭素の地中貯留に関する2009年4月23日の欧州議会および理事会指令2009/31/ECおよび欧州理事会指令85/337/EECの改正
議会および理事会指令2000/60/EC、2001/80/EC、2004/35/EC、2006/12/EC、2008/1/ECおよび規則No.1013/2006(OJ L 140、5.6.2009、p)。114)。

適応	
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁴²⁶ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	この活動は指令2009/31/ECに準拠していること。
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別⁴²⁷が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準⁴²⁸に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価⁴²⁹の結論に基づき、所要の軽減措置430が実施されていること。</p>

⁴²⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁴²⁷ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

⁴²⁸ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

⁴²⁹ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従ってパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

--	--

⁴³⁰ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

6. 輸送

6.1. 旅客向け都市間鉄道輸送

活動内容

本線ネットワーク上の鉄道車両を使用する旅客の輸送、広範な地理的範囲にわたる輸送、都市間鉄道による旅客輸送、鉄道会社の統合運営としての寝台車または食堂車の運行の改善、手直しまたは運用。ただし都市および郊外の交通システムによる旅客輸送、旅客ターミナル活動、鉄道インフラストラクチャーの運営、別個のユニットで運営される場合の寝台車または食堂車の切り替えおよび操作などの関連活動を含まない。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NAC EコードH49.10に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下の基準のいずれかまたは両方に適合すること。

- (a) 鉄道・客車からの直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロであること。
- (b) 鉄道・乗客用車両は、必要なインフラストラクチャーが設置された線路で運行する場合、直接排気管からのCO₂排出がゼロであり、インフラストラクチャーが利用できない場合は従来のエンジン(バイモード)を使用すること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物階層、特にメンテナンス時に、廃棄物を管理するための対策が講じられていること。

(5) 公害防止・管理	鉄道機関車(RLL)および車両推進エンジン(RLR)の推進エンジンは、欧州議会および理事会 ⁴³¹ の規則(EU)2016/1628の附属書IIに定める排出限度に適合していること。
(6)生物多様性生態系の保護及び回復	該当なし

6.2. 貨物鉄道輸送

活動内容

本線鉄道網および短線貨物鉄道における貨物輸送の改良、改良または運用。ただしこの活動には、倉庫業、保管業、貨物ターミナル業、鉄道インフラストラクチャーの運営、および交換・入替え、荷役などの関連活動は含まれない。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH49.20に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 本活動は、以下の基準のいずれかまたは両方に適合すること。

- (a) 列車・貨車は直接排ガス中のCO₂がゼロであること。
- (b) 列車・貨車は、必要なインフラストラクチャーを備えた軌道で運行した場合、直接排気ガスのCO₂がゼロであり、そのようなインフラストラクチャーが利用できない場合には従来のエンジン(バイモード)を使用すること。

2. 列車と貨車は化石燃料の輸送のみに使われるものではないこと。

⁴³¹ 2016年9月14日の欧州議会および理事会規則(EU)2016/1628、非道路移動機械用のガス状および粒子状汚染物質排出限度および内燃機関の型式承認に関する要件、規則(EU)No.1024/2012および(EU)No.167/2013の改正、指令97/68/EC(OJ L 252, 16.9.2016, p)の 53).

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物階層、特にメンテナンス時に、廃棄物を管理するための対策が講じられていること。
(5) 公害防止・管理	鉄道機関車(RLL)および車両推進エンジン(RLR)の推進エンジンは、規則(EU)2016/1628の附属書IIIに定める排出限度に適合していること。
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	該当なし

6.3. 都市・郊外・道路旅客輸送

活動内容

旅客および道路旅客輸送のための都市および郊外輸送システムの運営。これには、モーターバス、軌道、路面電車、トロリーバス、地下鉄及び高架鉄道によるような、異なる陸上輸送モードが含まれる。輸送は、定刻に運行し、定刻に乗客の集客・降車を行う予定運行ルートで行われる。定期便は、定刻に運行し、定期便に乗客の集客・降車を行う。この活動には、タウン・ツー・エアポートまたはタウント・ステーション・ライン、ならびに、都市または郊外の交通システムの一部を含む、索状鉄道および空中索道の運営も含まれる。この活動には、定期的な長距離バスサービス、チャーター便、旅行およびその他の随時のコーチサービス、空港シャトル、従業員の輸送のためのスクールバスおよびバスの運行、ならびに人力車両によるその他の旅客輸送も含まれる。ただしこの活動は救急車輸送を除外する。しかし旅客輸送の提供のために、規則(EU)2018/8582第4条(1)に従って、カテゴリM2又はM3として指定された車両の運行は含まれる。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH49.31、H49.3.9およびN77.11に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

車両の直接(テールパイプ)CO₂排出量はゼロであること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>使用段階(メンテナンス)と使用済み車両の両方において、廃棄物の階層に従って廃棄物を管理するための措置が講じられていること。</p> <p>バッテリー駆動車両については、重要な原材料を含むバッテリーやエレクトロニクスのリユース・リサイクルを実施すること。</p> <p>欧州議会および理事会指令2000/53/ECの附属書IIに列挙されている免除を除き、購入または運転されるあらゆる種類の車両には、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
(5) 公害防止	カテゴリMおよびNの道路車両では、タイヤは欧州議会および理事会433の規則(EU)2020/740における外部転がり騒音クラスAおよびエネルギー性能クラスAまたはBに適合すること。

⁴³²

使用済み自動車に関する2000年9月18日の欧州議会及び理事会指令2000/53/EC(OJ L 269, 21.10.2000, p) 34). 指令2000/53/ECは現在カテゴリM1またはN1の車両にのみ適用されているが、この基準の目的上、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムの含有量の制限(および関連する場合には関連する免除)は、その活動の中で購入または運転されるすべてのタイプの車両に適用される。

コントロール	該当する場合、タイヤは欧州議会および理事会 ⁴³⁴ 規則(EC)No.661/2009に定められた騒音要件に適合すること。
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

6.4. パーソナルモビリティ機器の運用

活動内容

推進力が使用者の身体活動、ゼロエミッションモーター、またはゼロエミッションモーターと身体活動の組み合わせから生じるパーソナルモビリティ装置の運転。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードN77.11およびN77.21に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. パーソナルモビリティ機器の推進は、使用者の身体活動、ゼロエミッションモーター、またはゼロエミッションモーターと身体活動の組み合わせから生じること。

2. パーソナルモビリティデバイスは、自転車や歩行者と同じ公共インフラで操作することが許されていること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
--------------	-----------------------------

⁴³³ 燃費その他のパラメータに関するタイヤの表示に関する2020年5月25日の欧州議会及び理事会規則(EU)2020/740、規則(EU)2017/1369を改正し、規則(EC)No.1222/2009(OJ L 177, 5.6.2020, p)を廃止する。1).

⁴³⁴ 2009年7月13日の欧州議会及び理事会規則(EC)第661/2009号。自動車、そのトレーラー及びシステム、構成部品並びにそれらのために意図された別個の技術単位の一般的安全のための型式承認要件に関するもの(OJ L 200, 31.7.2009, p)。1).

(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	<p>使用段階(メンテナンス)と使用済み段階の両方で、廃棄物の階層に従って廃棄物を管理するための措置が講じられていること。</p> <p>バッテリー駆動パーソナルモビリティ装置の場合、これらには、重要な原材料を含むバッテリーおよびエレクトロニクスのリユースおよびリサイクル品が含まれること。</p> <p>指令2000/53/EC⁴³⁵の附属書IIIに列挙されている免除を除き、購入または運転されるあらゆる種類の移動装置には、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護および回復	該当なし

6.5. バイク、乗用車、軽商用車による輸送

活動内容

M1⁴³⁶、N1⁴³⁷、L(2輪・3輪、4輪)⁴³⁸ 指定車の運行

⁴³⁵ 指令2000/53/ECは現在カテゴリーM1またはN1の車両にのみ適用されているが、この基準の目的上、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムの含有量の制限(および関連する場合には関連する免除)は、その活動の中で購入または運転されるすべてのタイプの車両に適用される。

⁴³⁶ 2018年5月30日の欧州議会及び理事会規則(EU)2018/858(2018)第4条(1)(a)(i)に言及されている自動車及びそのトレーラー、並びにそのような車両を対象とするシステム、構成要素及び別個の技術単位の承認及び市場監視に関する第4条(1)(a)(i)にいう改正規則(EC)No 715/2007及び(EC)No 595/2009並びに指令2007/46/EC(OJ L 151, 14.6.2018, p)を廃止する。1)

⁴³⁷ 規則(EU)2018/858第4条(1)、第4条(b)(i)に言及されている。

⁴³⁸ 規則(EU)2018/858第4条(1)に言及されている。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH49.32、H49.39およびN77.11に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下の基準に適合する。

(a) カテゴリM1およびN1の車両について:

(i) 2025年12月31日まで、規制(EU)2019/631の第3条(1)項(h)に定義されるCO₂の排出原単位は、50gCO₂/km(低排出軽量車)よりも低いこと。

(ii) 2026年1月1日から、規則(EU)2019/631第3条(1)、第3条(h)に定義されるCO₂の排出原単位はゼロであること。

(b) カテゴリLの車両では、規則(EU)168/2013に規定された排出ガス試験に従って計算された排気ガス排出量CO_{2e}/kmが0gであること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	カテゴリM1およびN1の車両は以下の通りである。 (a) 再使用又は再生利用ができる重量の八十五パーセント以上のものであること。 (b) 重量 ⁴³⁹ で最低95%まで再利用または回収可能であること。

⁴³⁹ 自動車の再利用性、リサイクル可能性及び回収可能性に関する自動車の型式承認及び理事会指令70/156/EECの改正に関する2005年10月26日の欧州議会及び理事会指令2005/64/ECの附属書IIに規定されているとおり(OJ L 310, 25.11.2005, p). 10).

	<p>バッテリーおよびエレクトロニクス(特に重要な原材料)のリユースおよびリサイクルを含め、廃棄物階層に従って、使用段階(保守)および使用済み車両の両方で廃棄物を管理する措置が講じられていること。</p> <p>指令2000/53/EC⁴⁴⁰の附属書IIに列挙された免除を除き、購入または運転される全てのタイプの車両には鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>車両は、規則(EC)No.に従って定められたEuro 6軽量排出型承認⁴⁴¹の最新の適用段階の要件に適合していること。欧州議会および理事会⁴⁴²の715/2007。</p> <p>車両は、欧州議会および理事会⁴⁴³の指令2009/33/ECの付属文書の表2に規定されているクリーン・ライト・デューティ・カーの排出基準に適合していること。</p> <p>カテゴリーM1およびN1の車両については、タイヤは、規則(EU)2020/740に規定されている転がり騒音クラスAおよびエネルギー性能クラスAまたはBに適合していること。</p> <p>タイヤは、規則(EC)No.661/2009に規定されている騒音要件に適合していること。</p> <p>車両は欧州議会および理事会⁴⁴⁴の規則(EU)No 540/2014に準拠していること。</p>

⁴⁴⁰ 指令2000/53/ECは現在、M1またはN1車両に指定された車両にのみ適用されるが、この基準の目的上、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムの含有量の制限(および関連する場合には関連する免除)は、活動の中で購入または運転されるすべての車両に適用される。

⁴⁴¹ 2018年11月5日の欧州委員会規則(EU)2018/1832、欧州議会及び理事会指令2007/46/EC、欧州委員会規則(EC)No.692/2008及び欧州委員会規則(EU)2017/1151を改正。これは、軽量乗用車及び商用車の排出型式承認試験及び手続を改善することを目的としたものであり、使用中の適合性及び実走行排出ガスのためのもを含み、燃料及び電気エネルギーの消費を監視する装置を導入するためのものである(OJ L 301, 27.11.2018, p.)。1).

⁴⁴² タイプに関する2007年6月20日の欧州議会及び理事会規則(EC)No 715/2007 軽乗用車及び商用車からの排出物(ユーロ5及びユーロ6)並びに車両の修理及び保守に関する情報へのアクセスに関する自動車の承認(OJ L 171, 29.6.2007, p) 1).

⁴⁴³ クリーンでエネルギー効率の良い道路輸送車両の促進に関する2009年4月23日の欧州議会および理事会指令2009/33/EC(OJ L 120, 15.5.2009, p.)。5).

⁴⁴⁴ 2014年4月16日の欧州議会および理事会規則(EU)第540/2014号 自動車の健全なレベル及び代替の消音システム、並びに指令2007/46/ECを改正し、指令70/157/ECを廃止すること(OJ L 158, 27.5.2014, p.)。131).

(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし
---------------------	------

6.6. 道路による貨物の運送サービス

活動内容

道路運送事業の用に供する第二種⁴⁴⁵又は第三種⁴⁴⁶に指定された車両の運行 この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH 49.4.1、H53.10、H53.20およびN77.12に分類される。

当該活動は、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 技術的に許容される最大積載質量が7,5トン以下の車両は、規則(EU)2019/1242第3条(1)に定義される「ゼロ・エミッション重量車両」であること。
2. 技術的に許容される最大積載量が7,5トンを超える車両は、規則(EU)2019/1242の第3条(11)に定義される「ゼロ・エミッション重量車両」または同規則の第3条(12)に定義される「低排出重量車両」であること。
3. 自動車は化石燃料の輸送に専念していないこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
--------------	-----------------------------

⁴⁴⁵ (EC) No.715/2007および(EC) No.595/2009を改正し、指令2007/46/EC(OJ L 151, 14.6.2018, p)を廃止する、自動車およびそのトレーラー、ならびにそのような車両を対象とするシステム、構成部品、および別個の技術ユニットの承認および市場監視に関する2018年5月30日の欧州議会および理事会規則(EU)№ 1).

⁴⁴⁶ 規則(EU)2018/858第4条(1)、第4条(b)(iii)に言及されている。

<p>(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護</p>	<p>該当なし</p>
<p>(4) サーキュラー・エコノミーへの移行</p>	<p>カテゴリーN1の車両については以下の通りである。</p> <p>(a) 重量比85%以上がリユース・リサイクル可能なこと</p> <p>(b) 重量⁴⁴⁷で最低95%まで再利用または回収可能なこと。</p> <p>バッテリーおよびエレクトロニクス(特に重要な原材料)のリユースおよびリサイクルを含め、廃棄物階層に従って、使用段階(保守)および使用済み車両の両方で廃棄物を管理する措置が講じられていること。</p> <p>指令2000/53/EC⁴⁴⁸の附属書IIIに列挙された免除を除き、購入または運転される全てのタイプの車両には鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムは含まれていないこと。</p>
<p>(5) 公害防止・管理</p>	<p>車両は、欧州議会及び理事会⁴⁵⁰の規則(EC)No.595/2009に従って定められたEuro VI重量排出型承認⁴⁴⁹の最新の適用段階の要件に適合すること。</p> <p>タイヤは、(EU)規則2020/740に規定されている転がり騒音クラスAおよびエネルギー性能クラスAまたはBに適合していること。</p> <p>タイヤは、規則(EC)No.661/2009に規定されている騒音要件に適合していること。</p>

⁴⁴⁷ 指令2005/64/ECの附属書IIに定める。

⁴⁴⁸ 指令2000/53/ECは現在カテゴリーM1およびN1の車両にのみ適用されているが、この基準の目的上、鉛、水銀、六価クロムおよびカドミウムの含有量の制限(および関連する場合には関連する免除)は、その活動の中で購入または運転されるすべてのタイプの車両に適用される。

⁴⁴⁹ 欧州委員会規則(EU)No.582/2011(2011年5月25日)施行・改正規則
 欧州議会および理事会の指令2007/46/EC(OJ L 167, 25.6.2011, p)に対する、重量車両(Euro VI)からの排出に関する(EC) No. 595/2009および付属書IおよびIIIの改正。1).

⁴⁵⁰ タイプに関する2009年6月18日の欧州議会および理事会規則(EC)No.595/2009
 大型車両(Euro VI)からの排出、車両の修理および保守に関する情報へのアクセスに関する自動車およびエンジンの承認、ならびに規則(EC)No.715/2007および指令2007/46/ECの改正、指令80/1269/EEC、2005/55/ECおよび2005/78/ECの廃止 1).

	車両は規制(EU)No 540/2014に準拠している。
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

6.7. 内陸旅客水運業

活動内容

海上輸送に適さない船舶を含む内水における旅客の輸送

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.30に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下の基準のいずれかまたは両方に適合すること。

- (a) 直接(テールパイプ)CO₂排出量がゼロである。
- (b) 2025年12月31日までは、ハイブリッド船は、通常運航時に、少なくとも50%の直接(テールパイプ)CO₂排出量ゼロの燃料、またはプラグイン電源を使用する。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。
(3) 持続可能な利用と保護の	水質の保全及び水ストレスの回避に関する環境劣化リスクは、次の事項に従って特定され、かつ、対処される。